

## 株式会社フェリシモに対する勧告について

平成25年3月29日

公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社フェリシモ（以下「フェリシモ」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第1号（受領拒否の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第1項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

### 1 違反行為者の概要

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 名称    | 株式会社フェリシモ             |
| 本店所在地 | 神戸市中央区浪花町59番地         |
| 代表者   | 代表取締役 矢崎 和彦           |
| 事業の概要 | 衣料品、雑貨等の小売業（通信販売業）    |
| 資本金   | 18億6873万7500円（東証一部上場） |

### 2 違反事実の概要

(1) フェリシモは、衣料品、雑貨等の製造を資本金の額が3億円以下の事業者へ委託している（委託先事業者を以下「下請事業者」という。）ところ、自社の在庫管理の合理化を図るため

ア 下請法第3条の規定に基づき下請事業者に交付する書面（発注書面）に下請事業者の給付を受領する期日を記載せず、発注時まで、下請事業者の給付を受領する期間として「納品期間」（以下「納品期間」という。）を口頭等の方法により伝え

イ 顧客からの受注状況に応じて、自社が必要とする都度、下請事業者へ納品を指示して、当該下請事業者の給付を受領している。

(2) フェリシモは、前記(1)の方法を採ることにより、下請事業者へ責任がないのに、納品期間の末日を経過しているにもかかわらず、当該下請事業者の給付の一部を受領していない。

例えば、フェリシモは、平成25年2月28日までに納品期間の末日が到来した給付について、いまだその一部を受領しておらず、当該給付に係る下請代金相当額は、同年3月1日現在において、下請事業者88名に対し総額8608万2291円であった。

|        |   |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課<br>電話 06-6941-2176（直通）<br>公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室<br>電話 03-3581-3374（直通） |
| ホームページ | <a href="http://www.jftc.go.jp/">http://www.jftc.go.jp/</a>   |

### 3 勧告の概要

- (1) フェリシモは、下請事業者から、前記2の行為によりいまだ受領を拒んでいる給付を速やかに受領すること。
- (2) フェリシモは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
  - ア 前記2の行為が下請法第4条第1項第1号の規定に違反するものであること
  - イ 今後、下請事業者に対し製造委託をした場合、下請事業者の給付を受領する期日を定め、下請法第3条の規定に基づき下請事業者に交付する書面（発注書面）に記載すること
  - ウ 今後、下請事業者に責任がないのに、下請事業者の給付の受領を拒まないこと
- (3) フェリシモは、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置の内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
  - イ フェリシモは、今後、下請法第4条第1項第1号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じるとともに、その内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (4) フェリシモは、次の事項を取引先下請事業者に周知すること。
  - ア 前記(1)、(2)及び(3)アに基づいて採った措置
  - イ 前記(3)イの社内体制の整備のために必要な措置を講じた旨

(注) 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年12月11日公正取引委員会事務総長通達第18号）の第4の1(1)ウでは、「受領を拒む」とは、「下請事業者の給付の全部又は一部を納期に受け取らないこと」としている。

**(株)フェリシモ (親事業者)**  
(衣料品, 雑貨等の小売業 [通信販売業])



衣料品, 雑貨等の製造委託

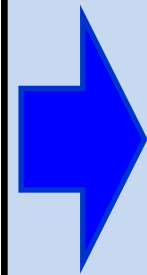


製造委託した衣料品, 雑貨等を受領する期間として  
発注時までに口頭等の方法により伝えた「納品期間」  
の末日を経過しているにもかかわらず

**下請事業者の給付の一部を  
受領していない**

**【具体例】**

※平成25年3月1日現在において,  
総額約8608万円相当の給付を  
受領していなかった(88名)



**公正取引委員会  
による勧告の内容**

- 下請事業者からいまだ受領を拒んでいる給付を受領すること
- 今後, 下請事業者の給付を受領する期日を定め, 発注書面に記載すること及び受領拒否を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

**下請事業者**

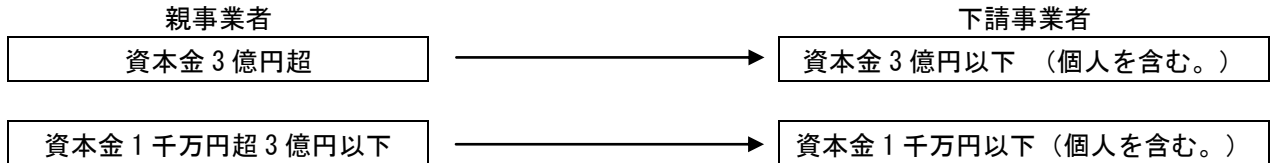
## 2 下請法の概要

### ○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

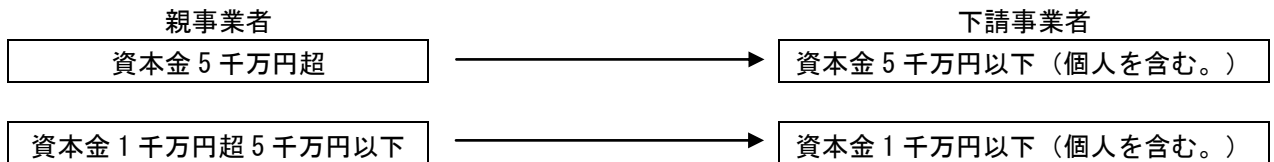
### ○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

#### a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム  
政令で定める役務提供委託…運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理

#### b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



### ○ 親事業者の義務（第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条）及び禁止事項（第4条第1項, 第2項）

#### a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

#### b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

### 3 参照条文

#### ○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年六月一日法律第二百十号）

##### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9～10 （略）

##### （書面の交付等）

第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

2 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

##### （親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

- 一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二～七 （略）

2 （略）

**(勧告)**

第七条 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の給付を受領し、その下請代金若しくはその下請代金及び第四条の二の規定による遅延利息を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2～3 (略)

**○ 下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則(抄)**

(平成十五年十二月十一日公正取引委員会規則第七号)

第一条 下請代金支払遅延等防止法(以下「法」という。)第三条の書面には、次に掲げる事項を明確に記載しなければならない。

一 (略)

二 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託(以下「製造委託等」という。)をした日、下請事業者の給付(役務提供委託の場合は、提供される役務。以下同じ。)の内容並びにその給付を受領する期日(役務提供委託の場合は、下請事業者が委託を受けた役務を提供する期日(期間を定めて提供を委託するものにあつては、当該期間))及び場所

三～八 (略)

2～3 (略)